

福岡県公報

令和2年4月7日
第92号

目次

告示 (第354号 - 第360号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
 - 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務委託に係る告示 (児童家庭課) 3
- ### 公告
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
 - 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 5
 - 令和2年度福岡県調理師試験の実施 (健康増進課) 7
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課) 8
 - 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) 9
 - 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) 9
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 意見募集の結果の公示 (県営住宅課) 9
 - 介護医療院の許可 (介護保険課) 10
 - 意見募集の結果の公示 (生活安全課) 10

公安委員会

○少年指導委員の委嘱

(警察本部少年課) 10

告示

福岡県告示第354号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原赤間線	古賀市筵内2612番1先から 古賀市筵内2596番1先まで

福岡県告示第355号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚県道		幸袋森線	前	飯塚市新飯塚926番5先から 飯塚市新飯塚1937番1先まで	20.0 ~ 40.0	155.0
			後	飯塚市新飯塚926番5先から 飯塚市新飯塚1937番1先まで	20.0 ~ 34.0	

福岡県告示第356号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 枝光
- 2 区域の所在地 北九州市八幡東区枝光三丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
北九州市八幡東区枝光三丁目	1648番169	1号及び2号
	1648番169地先道路敷	3号
	1648番52	4号
	1648番58	5号及び6号
	1540番35	7号
	1540番18	8号

福岡県告示第357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 尾迫 - 1
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木寒水字尾迫、畦高及び若宮
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
朝倉市杷木寒水字畦高	201番2	1号
朝倉市杷木寒水字若宮	278番1	2号及び3号
	275番1	4号及び5号
	251番5	6号
朝倉市杷木寒水字尾迫	208番	7号から10号まで
	206番1	11号
朝倉市杷木寒水字若宮	279番1地先道路敷	12号

福岡県告示第358号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字中島1617、字梅ヶ浦1742
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中島1617・字梅ヶ浦1742（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第359号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字中川底185、186（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中川底185・186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第360号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子

父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 N T S総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和2年度コピー用紙単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年4月15日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に関する仕様書に示した物品であることの証明書を期日までに提出して確認を受けたものに限る)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和2年度コピー用紙単価契約(知事・教育)

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和2年5月19日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	A A, A, B
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ令和2年4月24日(金曜日)午後5時00分までに提出して確認を受けた者。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和2年4月7日（火曜日）から令和2年4月24日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
郵送の場合 令和2年5月18日（月曜日）午後5時00分
持参の場合 令和2年5月19日（火曜日）午後4時00分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - (2) 日時
令和2年5月20日（水曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender :
4:00 P M on May 19, 2020
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division,
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

令和2年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

ア 公衆衛生学

- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

令和2年10月10日（土曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

福岡市早良区西新六丁目2番92号 西南学院大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付）1部及び次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）を添えて公益社団法人調理技術技能センター（以下「センター」という。）調理師試験担当（郵便番号103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に提出すること。

- ① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部
- ② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又

はセンター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、令和2年5月11日（月曜日）から同月29日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、令和2年5月11日（月曜日）から受け付けることとし、同年6月5日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体窓口受付（代表者が、5人以上の受験申込みに係る書類をセンターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、令和2年5月11日（月曜日）から同年6月5日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体窓口受付を行う場合は、事前にセンターへ電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

- (1) 試験に合格した者の受験番号は、令和2年11月30日（月曜日）午前10時00分に発表する。発表は、センターのホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及びセンターに掲示して行う。
- (2) 合格者に対しては、センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年福岡県規則第57号）及び福岡県老人福祉法施行細則（平成30年福岡県規則

第23号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示する。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置く。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域保健法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第38号)の制定により、保健所を設置する市のうちから大牟田市を除くものとされたことに伴い、当然必要とされる規定及び様式の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募を実施しなかったもの。

2 規則の公布日

令和2年3月27日

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年3月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町 (山川2期地区 小萩換地区)	換地計画書の写し	令和2年4月7日から 令和2年5月11日まで	みやま市役所

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年3月27日付けで定めたので、同条第4項に

において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町 (山川2期清水換地区)	換地計画書の写し	令和2年4月7日から 令和2年5月11日まで	みやま市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市板持字基の本588番3、588番12から588番21まで、589番1、589番3から589番33まで並びに字若宮579番1から579番26まで並びにこれらの区域内の道路・水路等である国有地、市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原西五丁目1番31号

株式会社へいせい

代表取締役 西原 幸作

公告

「福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」案について、令和元年12月25日から令和2年1月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年3月27日に公布しました。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部県営住宅課管理係

電話：092-643-3739

メールアドレス：kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B4500029	医療法人 静かな海の会 津屋崎中央病院 介護医療院 福津市渡1564番地	医療法人静かな海の会	令和2年 4月1日

公告

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則案について、令和2年2月19日から令和2年3月19日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年3月31日に公布しました。

令和2年4月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

人づくり・県民生活部生活安全課交通安全係

電話：092-643-3167

メールアドレス：anzen@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第66号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を令和2年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和2年4月7日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
泰松 雅子	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
三河尻 恵美子		
江頭 克代		
武内 貫通		
永吉 真治		
池主 恭太		
赤荻 博司		
久我 治		
中川 清		
松井 正博		
早川 英一	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
伊藤 忠		
安藤 進		
柴山 光男		
梅津 信幸		
堀 武志		
古賀 哲夫		
大庭 宗一		

吉井 薫		
大穂 義昭		
栗田口 賢三		
加藤 和雄		
木室 晴美		
合屋 善克	092 - 643 - 0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
松尾 隆憲		
山本 美也子		
山部 兼一	092 - 847 - 0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
戸川 麻里子		
小林 志信		
倉光 敏夫		
松永 義勝		
嶋田 満宣		
吉岡 慶祐	092 - 805 - 6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
杠 洋一		
濱地 義和		
矢野 鉄也	092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
富永 孝文		
早瀬 秀樹		
北浦 庸博	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
坂井 保幸		
深田 仁	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
柳瀬 幹雄		
廣渡 利秀	092 - 580 - 0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
井上和貴		
永野 明		
山本 優治		

園田 正公		
宮嶋 文洋		
川尻 清介		
伊藤 絹子	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
木原 裕和		
桑野 英則		
三角 正男		
吉木 勝利	092 - 323 - 0110 糸島警察署 (少年係)	糸島警察署の管轄区域
松崎 美砂子		
森 繁克		
薦田 勝基		
大石 尚光	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
酒見 弘昭		
三輪 哲夫		
村瀬 英行		
合屋 弘子		
村山 八重子		
松永 徳芳	092 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
石川 隆則		
犬童 則幸	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
杉本 光洋		
原口 和生	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
水場 茂幸		
池田 昭		
黒川 千年		
松井 裕一		
堀田 克也		
和田 博之		

熊谷正則		
梅澤泰久	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
井上富夫		
原田征四郎		
音藤英博	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
坂口勝海		
入門泰男		
窪田雅裕		
多根功		
菊田年幸		
多根ヒロ子		
荻北憲佳		
中川栄		
門三野義員		
石本直喜		
吉田則雄		
猪山功		
森實幸治		
猿渡一正	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
中村保文		
五十嵐敏樹		
野口晃司		
鶴田幸弘	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
出口雅彦		
古田稔		
木原光康		
石丸昭則		
永井瑞江		

井上幸治		
荒牧則幸		
高濱烈夫		
木本充紀		
林龍平	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
城戸応昌		
西和政	0979 - 82 - 0110 豊前警察署 (少年係)	豊前警察署の管轄区域
今川徳生		
豊崎能利雄	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
的野弘明		
薦野千恵美		
渡邊勝巳	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
相良淳一		
萩野龍男	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
鈴木良一		
大澤俊朗		
菅沼良一		
小野秀雄		
井上領平		
津田利枝子	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
吉貝卓		
荒巻栄一		
鶴田敏之		
村上豊美		
矢野彰	0942 - 73 - 0110 小郡警察署 (少年係)	小郡警察署の管轄区域
米倉達雄		
永利茂信		
富松裕		

岩瀬望	0943 - 76 - 5110 うきは警察署 (少年係)	うきは警察署の管轄区域
山下悦男		
大塚光美	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
林繁夫		
成清勉	0942 - 52 - 0110 筑後警察署 (少年係)	筑後警察署の管轄区域
原口豊		
村石洋		
柿添久光	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
山田良治		
山口裕子		
本木芳夫		
東隆也	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
松岡哲二		
蓮尾義明		
齊藤繁		
中島一実		